

スウェーデンの特別教育における専門行政機関の役割

－ 「特別ニーズ教育庁」の訪問調査から－

石川衣紀¹・田部絢子²・内藤千尋³・池田敦子⁴・石井智也⁵・
柴田真緒⁶・能田昂⁷・田中裕己⁸・高橋智⁹

The Role of Specialized Government Agency of Special Education in Sweden : from Visit Survey of “National Agency for Special Needs Education and Schools”

1. はじめに

筆者ら「北欧福祉国家における子ども・若者の特別ケア」研究チーム（代表：高橋智日本大学教授・東京学芸大学名誉教授）はこれまで、北欧福祉国家（スウェーデン、デンマーク、フィンランド、ノルウェー、アイスランド）の取り組みを事例に、多様な発達困難を有する子ども・若者の発達支援・特別ケアのあり方について調査・検討を行ってきた。

その一環として、本稿では筆者らが2018年3月に訪問調査を行ったスウェーデンにおける特別教育の専門行政機関である「特別ニーズ教育庁（Specialpedagogiska skolmyndigheten, National Agency for Special Needs Education and Schools）」（写真1）の取



写真1 特別ニーズ教育庁の外観

- 1 長崎大学教育学部
- 2 金沢大学人間社会研究域学校教育系
- 3 松本大学教育学部
- 4 東海学院大学人間関係学部
- 5 日本福祉大学スポーツ科学部
- 6 埼玉県立所沢特別支援学校
- 7 尚絅学院大学心理・教育学群
- 8 横浜いずみ学園
- 9 日本大学文理学部

り組みを紹介し、スウェーデンの特別教育システムについて専門行政機関の機能・役割を検討しながら、日本の課題についても明らかにしていく。

なお、特別ニーズ教育庁の調査協力者に対しては事前に文書にて「調査目的、調査結果の利用・発表方法、秘密保持と目的外使用禁止」について説明し、承認を得ている。

2. スウェーデンの特別教育システム

スウェーデンでは「教育研究省 (Ministry of Education and Research)」のもとに「国立教育庁 (National Agency for Education)」「学校監督庁 (Swedish Schools Inspectorate)」「特別ニーズ教育庁」の3つの教育行政機関が置かれ、各部署が連携しながら各自治体の学校へ支援を行っている。

現在のスウェーデンにおける基礎的な教育理念・制度は、2010年に改訂された「教育法 (Skollag [2010:800])」によって定められている。教育法は就学前教育から後期中等教育のすべての教育の基礎をなし、同様に少数民族のためのサーミ学校や成人教育、知的障害者のための成人教育の権利等についても保障している。

教育法第1章第8条では「教育への平等なアクセス」について規定され、地域的・社会的・経済的条件にかかわらず誰もが学校教育に平等にアクセスでき、それは民族・宗教またはその他の信念、障害、性的指向または年齢によっても左右されないということが明記されている。また第1章第4条では「学校制度における教育の目的」について規定され、教育は「子どもが知識と価値を身につけ、発展させることを目指し、「スウェーデン社会が基づいている人権と基本的な民主的価値の尊重を伝達し、定着させる」ものとして位置づけられている。そのために「個々の前提条件の違い」を補償することが教育活動に求められ、個の多様なニーズに配慮することも明記されている。

スウェーデンにおける義務教育は9年制の基礎学校 (grundskola)、10年制の知的障害特別学校 (grundsärskola)、10年制の特別学校 (specialskola)、北方少数民族サーミの子どものための6年制のサーミ学校 (sameskola) にて構成されている。義務教育に責任をもつのは基礎自治体であるコミューンであり、コミューンは義務教育だけでなく就学前教育、高校教育、障害児の高校教育、成人教育、障害者の成人教育と余暇センターについてその提供責任がある。

知的障害特別学校には訓練学校 (träningsskola) と称される比較的重度の障害によって「科目の全部または一部を履修できない子ども」のための学校も含まれている。2013-2014年度において基礎学校で学ぶ子どもの数は920,997人、知的障害特別学校は5,781人、訓練学校は3,565人、特別学校は478人である (Statistiska centralbyrån : 2014)。

知的障害特別学校の教育課程は、スウェーデン語・英語・母語・数学・社会科学(地理、歴史、宗教、社会)・自然科学(生物、物理、化学)・技術・音楽・美術・手工・保健体育・家庭科の合計12科目から構成されている。訓練学校の場合は各科目を統合した領域として設定されており、スウェーデン語・英語・母語に関する「コミュニケーション」、自然科学・技術・数学に関する「現実認識」、家庭科・社会科学に関する「日常活動」、保健体育に関する「運動」、美術・音楽・手工に関する「芸術活動」の5領域から構成されている (Skolverket : 2017)。

知的障害特別学校へ就学するためには、当該の子どもが知的障害特別学校の対象である

かどうかを決定するためのアセスメントを経る必要があり、コミュニケーションはその実施責任を負うほか、知的障害特別学校へ就学することによってどのような影響が子どもにもたらされるかに関する保護者への説明責任も負っている。

3. 特別ニーズ教育庁の概要

特別ニーズ教育庁は2008年に設置され、それまで存在していた「特別学校庁 (Specialskolemyndigheten)」「特別教育研究所 (Specialpedagogiska institutet)」「特別な教育支援のための国家保健福祉委員会 (Socialstyrelsens institut för särskilt utbildningsstöd)」の三者の機能が統合されたものである。

特別ニーズ教育庁の理念や内容は2011年に制定された「特別ニーズ教育庁の指導に関する規則」によって定められている。この規則によれば、特別ニーズ教育庁は「すべての子ども、学生、および障害のある成人教育の生徒が、安全な環境で同等の教育およびその他の良質な活動にアクセスできるようにする」こと、「子どもの発達と学習のための良い条件と学生や成人の知識向上のために貢献する」こと、「特別学校、就学前学校、特別学校におかれる余暇センターにおける特別な教育的支援の責任者」の3点が主たる目的である。

具体的には、学校教師への指導・助言・カウンセリング、子どものニーズに応じた教材の開発と普及、スウェーデンに8校ある特別学校の統括および就学手続き等の管理、学校等への資金提供を主に担っている。スウェーデン全体を5つの地域に分けて各地域に特別ニーズ教育庁の事務所が置かれ、全体で1,200名のスタッフ（国家公務員）を擁している。

特別ニーズ教育庁の基本的組織は、教育庁長官、マネジメントチーム、事務局、事業開発部門、教材・教具部門、政府補助金部門、そして5つの各地域部門から構成されている。

事業開発部門は重度・重複障害者のための国立リソースセンターの管理、政府当局との連絡・調整、特別ニーズ教育庁における研究開発を担当している。リソースセンター（元盲学校、元ろう学校等）は、①重度視覚障害部門、②重度言語障害部門、③聴覚障害と重度知的障害または自閉症（またはその両方）の重複障害部門、④先天性または早期の盲ろう部門で構成され、専門家や学校教師からなるチームによって学校への支援がなされている。

こうした学校への支援とあわせて、子ども本人やきょうだい・親のニーズに合わせたコースプログラムも提供している。例えば、視覚障害を有する子どものための学習支援コースやスポーツイベントの開催、聴覚障害の子どものきょうだいを対象とした手話習得プログラム、親を対象とした障害理解研修や親同士のグループアクティビティなどが挙げられるが、こうした情報の詳細もすべて特別ニーズ教育庁のウェブサイトに掲載されるため、学校と家庭の双方を含みこむ特別教育のポータルサイトの役割も果たしているといえる。

このように特別ニーズ教育庁は障害を有する子どもの教材開発や支援方法の提供のほか、教師・家庭への助言・コンサルタントを積極的に行い、学校・家庭の支援のために実際に介入していく点が特徴的である。

教材・教具部門は特別ニーズ教育庁における教材・教具開発の統括を担当し、教材・教具の開発・普及・販売・在庫管理、企業による教材・教具開発の支援、教材・教具に関する情報提供を担うが、特別ニーズ教育庁における重要な事業の一つである。ニーズに応じ

た教科書の作成などに際して、チームに障害当事者が加わることも多く、特別ニーズ教育庁にも視覚障害・聴覚障害のスタッフが勤務する。

特別ニーズ教育庁が開発提供する教材・教具はすべて、専門カタログ（写真2）のほかオンラインでの注文も可能であり、点字書籍・電子書籍・触覚教材・DAISY教材・コミュニケーション支援のためのシンボル教材など多岐にわたる。また、教師の専門性向上のための映像教材（指導法、手話習得、生理・病理学の講義など）も提供されている。



写真2 教材・教具カタログ（ウェブサイトより）

特別ニーズ教育庁では子どもの障害に応じた教材・教具の開発・普及を行っているほか、子どもが就学前学校や基礎学校で学んでいる場合に、クラスメートが使用している教科書を電子テキスト化やDAISY教材化する「教材カスタマイズサービス」も提供している。

教材のテキスト、画像、レイアウトをカスタマイズし、画像や図形要素は触覚画像や代替説明が付されるなどして再加工される。教材の内容や重要度に変更が加えられることは一切ない。このサービスを利用することでクラスメートと同様の教科書を用いて学習に参加することが可能となるが、製作に時間を要するため、ウェブ申請から入手までには6～10ヶ月かかる。

なお、特別ニーズ教育庁が製作した教材・教具は、ストックホルムやヨーテボリなど11地域において常設展示がなされており、注文する前に教材・教具に直接触れて確かめることもできるようになっている。

4. 教材・教具開発の具体的事例

視覚障害の子どもに提供される教材・教具の代表的なものに、点字教材・触覚画像・電子書籍等がある。触覚画像とは指で凹凸をなぞって形や概念を理解することを支援する教材であり、とくに生物学（哺乳類、昆虫、植物、人体等）や地理（地図・国旗）などの学習領域で多く用いられる（写真3）。

電子書籍はテキストビュー形式、HTML形式、DAISY形式など子どもの利用環境等に

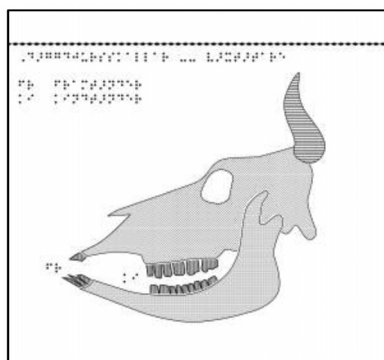


写真3 哺乳類の骨格を学ぶ触覚画像教材の例（ウェブサイトより）

応じて配信され、デジタル合成されたテキストがコンピュータ上で読み込まれ、音声合成、画面の拡大、簡条書きなどのカスタマイズが含まれている。

聴覚障害の子どもに提供される教材・教具では、手話や映像を活用したフィルム教材のほか、特別ニーズ教育庁のウェブサイトにログインして使用できるウェブベースの教材なども用意されている。

スウェーデンにおける聴覚障害児の特別教育では「スウェーデン手話を第一言語」とし、スウェーデン手話とスウェーデン語の双方を子どもに習得させる「バイリンガル教育」が重視されており、これによって社会参加の機会とアクセシビリティの強化がめざされている。特別ニーズ教育庁ではバイリンガル教育の到達目標を「スウェーデン語と手話を使い分けられること」「共通の内容についてスウェーデン語と手話を自由に切り替えられること」「スウェーデン語と手話のどちらを使用するほうが適切であるかを判断できること」の3点に置いている。

特別ニーズ教育庁のウェブサイトではこうしたバイリンガル教育の意義、両親に対するカウンセリングとサポート、話し言葉と手話による文字の使い方の違い、バイリンガル教育における学校の役割等に関する講義映像が提供されており、学校関係者や保護者への理



写真4 時間と空間についてのピクトグラム教材（ウェブサイトより）

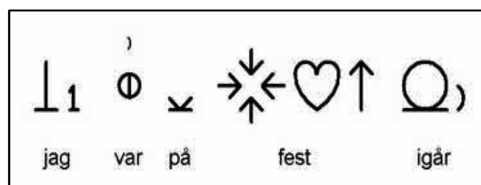


写真5 Bliss による文章例「私は昨日パーティにいた」(ウェブサイトより)

解啓発に努めている。補助代替コミュニケーションに関する教材・教具では、ピクトグラム(写真4)や特定のシンボル記号を用いたコミュニケーションツール「Bliss」(写真5)等が用意されている。

5. 特別学校の管理・運営

特別ニーズ教育庁は、障害がより重度・重複している子どもの学びの場としての特別学校を運営している。子どもを全国から受け入れる国立特別学校(national special needs school)3校(先天性の盲ろうの子ども、聴覚障害と重度知的障害を重複している子どもを対象としたÅsbacka校、重度言語障害の子どもを対象としたHällsbo校、視覚障害と他の障害を重複した子どもを対象としたEke校)と、スウェーデンの5つの自治体内で教育を提供する地域特別学校(regional special needs school)5校(ろうまたは重度聴覚障害の子どもを対象としたKristina校、Manilla校、Birgitta校、Väner校、Östervång校)の2種類がある。

地域特別学校においては、スウェーデン手話とスウェーデン語のバイリンガル教育を実施している点以外は、通常の学校と同様のカリキュラムが組まれている。言語を2種類学ぶため、通常の基礎学校が9年間であるのに対し、地域特別学校は10年間のカリキュラムである。スウェーデンでは人工内耳の装用が拡大し、現在は聴覚障害児の99%が幼いときに手術を受けて通常学校へ通っている。しかし、後に手話を活用したいという本人の希望から、22歳前後になって地域特別学校へ来るケースも少なくない。

特別学校の教育は基本的にフルタイムの通学であるが、必要に応じて数日から数週間だけ集中して特別学校で学ぶパートタイムの教育にも対応している。この場合、とくに子どもの在籍校との連携が重要となり、特別学校は子どもが在籍校で得ている学びをより強化・補足する役割を担う。また特別学校の教師と在籍校の教師が互いの学校を訪れることを推奨しており、子どもの状況を複数の環境下で把握して適切な発達支援へつなげていくことを重視している。

パートタイム教育の実施には子どもの居住するコミュニオンと特別学校との間で合意形成がなされ、さらにパートタイム教育の必要性について保護者と学校長の間で合意形成がなされる必要がある。またパートタイム教育に加えて、手話による遠隔ビデオ授業(週45分)も実施している。

特別学校への就学は親が申請することとされており、子どもの実態把握等を経て特別ニーズ教育庁が就学を決定する。子どもが通学圏内に住んでいない場合は特別学校の寄宿舎が提供され、学習だけでなく余暇活動にも参加が可能となる。

寄宿舎を利用する場合、大半の子どもは月曜日に登校して金曜日まで宿泊し、週末は自

宅で過ごす。週末に自宅へ帰ることができない事情をもつ子どものための専用宿泊施設を備えた特別学校もある。寄宿舎は子どもの食事、睡眠、ケア、コミュニケーションなどの生活全般をバックアップするという意味で、通常の家として機能することが期待されている。そのため寄宿舎スタッフの専門性も特別学校の教師と同様に高く、子どもの多様な支援ニーズを満たすための十分なスキルと経験を有している。

今回訪問した特別ニーズ教育庁のオフィスには、地域特別学校のひとつであるマニラ（Manilla）ろう学校が併設されている（写真6）。スウェーデン手話を共通言語とした少人数教育が実施され、聴覚障害当事者の教職員が勤務している。2013年に新校舎が建設され、高い水準の防音環境や聴覚障害の特性に適した教室環境が整えられている。聴覚技術専門の技師も所属しており、教室環境整備や補聴器の使用等について子どものニーズに応じた支援を提供している。



写真6 併設のマニラ（Manilla）ろう学校

6. 新型コロナウイルス感染症（Covid-19）への対応

本稿執筆現在も世界中で感染拡大が続いている新型コロナウイルス感染症（Covid-19）は、障害・疾病等を有する子どもたちへの影響が大きく懸念されるとともに、障害・疾病等を有する子どもたちの理解・認知の状態に合わせてウイルス対応・感染防止策等について情報提供・教育支援をしていくことが不可欠である。

それゆえに特別ニーズ教育庁では、新型コロナウイルス感染症に関する情報を集約したサイトをいち早く開設して学校教職員・保護者に情報提供を行うとともに、障害・疾病等を有する子ども本人がアクセスして理解できる情報も集約して提供している。代表的なものの一つが、ピクトグラムを用いて新型コロナウイルス感染症や感染予防についてわかりやすく解説したオンライン教材である（写真7）。

このような教材を用いながら、子どもたちが自身にどのような症状が起きうるのか、なぜ友達と距離を取らなければならないのか、手洗いの正しい手順、咳エチケット等について、子ども本人が納得して取り組めるように工夫されていることが特徴的である。

そのほか、視覚障害の子どものための点字・触覚教材（写真8）、聴覚障害の子ども用の手話で解説されている映像、移民を背景にもつ子どものためのスウェーデン語や英語以外の言語で書かれた教材などの提供も始められている。

従来から特別ニーズ教育庁は、オンラインを積極的に導入して教職員研修や子ども向け

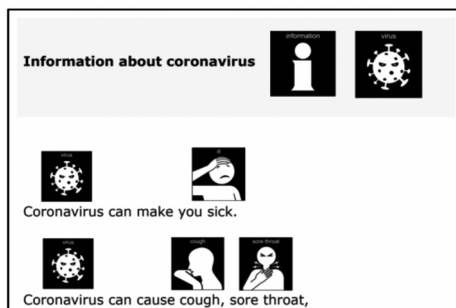


写真7 新型コロナウイルス感染症の解説ピクトグラム（ウェブサイトより）

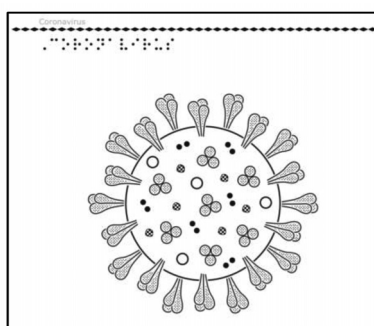


写真8 新型コロナウイルスの点字・触覚教材（ウェブサイトより）

の配信型教材等を提供しているが、新型コロナウイルス感染症の拡大にともなってオンラインの学習時間が急激に増加したことを受け、インターネットの適切な利用方法、子どもとインターネットの適切な「距離」の保ち方、オンライン上の性的被害等の各種被害から子どもを守る方法についても紹介している。

7. おわりに

本稿では、スウェーデンにおける特別教育の専門行政機関である「特別ニーズ教育庁」の取り組みについて紹介してきた。

特別ニーズ教育庁は学校への支援・情報提供、教材・教具の開発・普及、教職員研修、特別学校の運営・管理、子ども本人・きょうだい・親への支援・情報提供等の多機能を有する特別教育の高度な専門行政機関である点が、国際的にも稀有な特長として挙げられる。

とくに障害・疾病等の特別ニーズを有する子どもの発達において、教材・教具の持つ効果が最大限に発揮されるように、教育行政がそれを支える責務を果たしている点が示唆的である。またスウェーデンの特別教育においては、専門性向上の側面からも適切な教材・教具を選択・活用できる教師の育成は不可欠となっている。

特別ニーズ教育庁への調査を踏まえ、日本の特別支援教育のあり方を検討していく際に、とくに子どものニーズに応じた教材・教具の開発・普及と適切な学習環境へのアクセシビリティの視点が重要である。

日本では2013年に「障害のある児童生徒の教材の充実について（報告）」が示され、その中で行政の役割として「障害のある児童生徒がより使用しやすく、適切な価格の教材や支援機器の研究開発について支援することが必要」であることや「教材や支援機器の活用方法や指導方法について、各都道府県等の指導者層を養成するための研修等を実施することが必要」であることなどが明記された。

しかし、例えば視覚障害児の基本教材である点字教科書は、2004年9月に小・中学校で学ぶ視覚障害児に対しては国費保障がなされるようになったものの、教科書以外のプリント教材等は対象になっておらず、さらに高校教育においては拡大教科書・点字教科書ともいまだ多くの自治体で全額自己負担となっている。

障害者の権利条約にも明記されている「教育への完全かつ平等な参加」を踏まえ、教育への平等なアクセスの達成と参加の保障が今後も大きな課題であり、それを監督・実施していく教育行政のあり方や担うべき役割の再検討が求められている。

文献

Statistiska centralbyrån. (2014). Utbildningsstatistisk årsbok 2015.

http://www.scb.se/Statistik/_Publikationer/UF0524_2014A01_BR_UF01BR1401.pdf

Skolverket. (2017). Grundsarskolan är till för ditt barn (reviderad 2017).

https://www.skolverket.se/om-skolverket/publikationer/visa-enskild-publikation?_xurl_=http%3A%2F%2Fwww5.skolverket.se%2Fwtpub%2Fws%2Fskolbok%2Fwpubext%2Ftrycksak%2FBlob%2Fpdf3202.pdf%3Fk%3D3202

障害のある児童生徒の教材の充実に関する検討会（2013）「障害のある児童生徒の教材の充実について 報告」。

高橋智・田部絢子・石川衣紀（2018）スウェーデンの「特別ニーズ教育庁」－北欧における子ども・若者の特別ケアの動向②－，『内外教育』第6683号，pp.10-13，時事通信社。

特別ニーズ教育庁ウェブサイト：<https://www.spsm.se/>

